

## 令和5年度ピースツーリズムモニターツアー等実施業務基本仕様書

### 1 業務名

令和5年度ピースツーリズムモニターツアー等実施業務

### 2 業務の目的

G7広島サミットの開催を契機として、広島や平和への関心が高まっている中で、①インフルエンサーや記者等が市内の平和関連施設等を巡るモニターツアーの実施及び情報発信、②市内の平和関連施設等を題材としたピースツーリズムPR動画の作成に取り組むことにより、ピースツーリズムの認知度向上と平和関連施設等への周遊促進を図る。

なお、本業務において「インフルエンサー」とは、インスタグラムのフォロワー数が1万人以上の者、「記者等」とは、雑誌やWEB、新聞の記者等、各媒体にて独自に情報発信できる者、「平和関連施設等」とは、資料館や美術館、被爆建物や被爆橋梁、被爆樹木、記念碑等の他、復興した姿を表すものや場所などをいう。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

### 4 業務の概要及びメインターゲット

#### (1) モニターツアーの実施及び情報発信

ターゲット層に影響力のあるインフルエンサーやメディアの記者等を招聘し、G7広島サミットで各国首脳や配偶者が訪れた施設を含む市内の平和関連施設等を巡るモニターツアーを実施する。モニターツアー実施後は、インフルエンサーや記者等が持つ各媒体で平和関連施設等の魅力を情報発信する。

#### (2) PR動画の作成

G7広島サミットで各国首脳や配偶者が訪れた施設を含む市内の平和関連施設等を題材としたピースツーリズムPR動画を作成する。

上記(1)、(2)のターゲットは、首都圏や関西圏等在住の20代、30代などの若い世代とする。

### 5 業務内容

#### (1) モニターツアーの実施及び情報発信

##### ア モニターツアーの実施

##### (ア) 内容

インフルエンサーや記者等を招聘し、G7広島サミットで各国首脳や配偶者が訪れた施設を含む市内の平和関連施設等5～7か所程度を巡るモニターツアーを企画し、実施する。

(イ) 開催回数

モニターツアーの開催は、1回以上とする。

(ウ) 参加者の招聘等

- ・ 参加者数は5名以上とする。参加者の内訳は、インフルエンサー1名以上、記者等1名以上とし、参加割合は問わない。

【例：インフルエンサー 3名、記者等 2名】

- ・ 参加者・媒体について、選定は受託者が行い、発注者と協議の上、決定すること。

(エ) ツアー行程

G7広島サミットで各国首脳や配偶者が訪れた施設を2か所以上含む市内の平和関連施設等5～7か所程度とする。移動は、安全に配慮した上で、効果的な手段を選択すること。

【各国首脳や配偶者が訪れた施設の例：平和記念公園、おりづるタワー、広島県立美術館・縮景園等】

【市内の平和関連施設等の例：原爆ドーム、平和記念公園レストハウス、広島城、広島市現代美術館、広島市郷土資料館等】

(オ) 交通費等

モニターツアーに伴う参加者の交通費、宿泊費、施設使用料等の一切費用は受託者が負担する。

イ モニターツアー実施後の情報発信

(ア) 内容

モニターツアー実施後は、招聘したインフルエンサーによるインスタグラムへの投稿や、記者等による情報発信の実施を確認し報告する。

(イ) 情報発信の回数及び方法等

- ・ 受託者は、モニターツアーの実施後、各参加者にツアーで訪れた平和関連施設等に関する内容を1回以上、情報発信させること。
- ・ 情報発信の際には、ツアーで訪れた平和関連施設等を2か所以上紹介すること。
- ・ インフルエンサーは、自身のインスタグラムアカウントに1回以上投稿すること。なお、フェイスブック等のSNSを活用する場合は、発注者と協議の上実施すること。
- ・ 記者等は各媒体で1回以上情報発信すること。

(ウ) 情報発信に関する報告等

- ・ 受託者は、モニターツアーに関する情報発信を取りまとめること。
- ・ SNSやWEB等は、情報発信の内容をA4サイズの報告書に取りまとめるとともに、画像や動画をDVDにまとめて提出することとし、雑誌や新聞等の紙媒体は、各5部ずつ原本を提出すること。
- ・ 本事業により投稿された写真や動画、掲載された記事は、発注者が2次利用できるよう、参加者と調整すること。

## (2) PR動画の作成

ア DVDやWEB、SNS、デジタルサイネージなどで配信できる動画を作成すること。作成に当たって、本市と十分な協議を行うこと。

イ 作成する動画はターゲットを中心に幅広い視聴者を惹きつけるものとする。

ウ 動画作成に当たって、商標権等が設定されているものの使用には留意すること。

エ 季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。

オ モデルを積極的に起用することとし、モデルを起用する場合は、発注者と協議の上決定すること。なお、モデルの起用に当たっては、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料等の支払い等の手続きは受託者にて行う。

### カ 動画の仕様

- ・ 動画は、30秒動画1本と、ショート版の15秒動画1本とする。なお、ショート版の15秒動画は、30秒動画を短縮したものを可とする。
- ・ 動画に用いる言語は、日本語とし、英語字幕を表示する。
- ・ 動画は、MP4形式とWMV9 (Windows Media Video 形式)、DVDビデオ形式の動画配信データをDVDで納品すること。
- ・ 動画には、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。
- ・ BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- ・ 動画の縦横比は16対9とすること。

## (3) 効果の検証

ア モニターツアーの実施や情報発信について、効果を検証した上で、結果報告すること。

イ 結果報告は、ピースツーリズムの認知度向上と平和関連施設等への周遊促進を図るため、行政が取り組むべきことへの提案を行うこと。

## (4) その他の効果的な取組

より効果的となる独自提案は、本市と協議の上決定すること。

## (5) 特記事項

ア 本業務に係る発注者との打ち合わせは、適宜かつ十分に行い、円滑な業務実施に努めること。

イ 施設の利用や撮影場所の許可等の手続きについては、各施設や撮影場所の管理者に対し適切に、受託者自ら許可申請を行い、その許可を得た上で、実施すること。

ウ 本業務を実施するに当たり、必要に応じて傷害保険に加入させる等、受託者の責任において、有事の際の補償が行われるよう手配すること。

エ 本業務により制作された動画や撮影した素材の著作権については、すべて本市に帰属するものとする。

オ 本業務を実施するに当たり必要な経費は受託者の負担とする。

カ 関係者との調整、苦情対応等については、受託者の責任において行うこと。

## 6 実施報告等

### (1) 実施計画書

契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。

### (2) 実施報告書

委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和6年3月31日のいずれか早い日までに、委託期間を通した取組内容やその成果、効果検証の結果、取組に基づいた分析、考察、ピースツーリズムの認知度向上と平和関連施設等への周遊促進を図るため、行政が取り組むべきことへの提案を記載した実績報告書を作成し、本市に提出すること。

## 7 留意事項

(1) 関係法令・条例等を遵守すること。

(2) 広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。

(3) 本業務の実施に際し、発注者に提出された実施報告等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。

(4) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受託者の責任において処理すること。

(5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出すること。